

第9回
郡山市上下水道事業経営審議会を開催します



ターゲット 6.1
6.2

令和3年7月29日
郡山市上下水道局
経営管理課
担当：小林 拓司
TEL：932-7644

SDGs ターゲット 6.1「全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平衡なアクセスを達成する。」
6.2「全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成する。」

上下水道事業の経営に関する事項を審議するため、郡山市上下水道事業経営審議会条例に基づき設置している郡山市上下水道経営審議会の第9回審議会を開催します。

1 日 時 8月4日(水) 午後3時00分

2 場 所 郡山市上下水道局特別会議室（上下水道局3階）

3 審 議 事 項 (1) 上下水道事業会計決算について
(2) 水道料金・下水道等使用料及び受益者負担金について
(3) その他

※会議は原則公開します。

4 審 議 会 委 員 裏面のとおり

5 そ の 他 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、本会議はウェブ会議システムを利用したオンライン併用により開催します。

<郡山市上下水道事業経営審議会>

水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の経営について、市長の諮問に応じ必要な事項を審議するため、条例に基づき設置しています。委員は、学識経験者、水道、下水道又は農業集落排水施設の使用人で構成しています。現委員の任期は令和2年4月10日から令和4年4月9日まで（2年間）。

郡山市上下水道事業経営審議会委員名簿

※五十音順、敬称略

◎：会長 ○：副会長

氏 名	役 職 名
あ べ よう こ 安 部 洋 子	郡山市婦人団体協議会副会長
い とう え り 伊 藤 江 梨	税理士
い とう きよ まさ 伊 藤 清 正	郡山信用金庫常務理事
おお た よし お 太 田 善 雄	一般財団法人太田総合病院副理事長
おお なみ ひさ お 大 波 久 夫	郡山地区河川愛護協議会長 株式会社波デザイン代表取締役
さい とう つとむ 齋 藤 勉	公益社団法人日本下水道協会企画調査部長
○ こ ばやし ひろ こ 小 林 裕 子	郡山食品工業団地協同組合理事 株式会社福豆屋代表取締役社長
たけ や かね ひろ 竹 谷 金 浩	NTT東日本福島支店 郡山営業支店長
たま の い あきら 玉 野 井 晃	公益社団法人日本水道協会調査部長
◎ なか の かず のり 中 野 和 典	日本大学工学部教授
ひら かわ ま り こ 平 川 真 理 子	郡山商工会議所女性会会長
まつ ば しゅん や 松 葉 俊 哉	福島河川国道事務所調査第一課長
みつ た じん いち 満 田 仁 一	湖南地域総合振興促進協議会長 (湖南町区長会推薦)

傍聴要領

郡山市上下水道事業経営審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場の受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を受けた上で、係員の指示に従って会議の会場に入室して下さい。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、会議の開催予定時刻前であっても定員の10名になり次第終了します。

2 傍聴に当たっての守るべき事項

傍聴人は、会議の傍聴に当たって、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯または着用しないこと。
- (3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (4) 談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴人は、会議の傍聴に当たって、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が、上記2の規定に違反した時は、これを注意し、なおこれに従わない時は、退場していただきます。